

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正（案）

平成 27 年 5 月 15 日
（下線部分変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 26 条 (略)</p> <p>第 4 編 有価証券、<u>不動産及びインフラ資産</u>以外の資産を主たる投資対象とする投資信託等 (投資の原則)</p> <p>第 27 条 有価証券、<u>不動産及びインフラ資産</u>以外の資産を主たる投資対象とする投資信託（以下「証券投資信託等以外の投資信託」という。以下次条及び第 29 条において同じ。）は、金商法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号（「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」（以下「<u>不動産投信等規則</u>」という。）第 3 条第 2 項第 5 号に規定するもの及び「<u>インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則</u>」（以下「<u>インフラ投信等規則</u>」という。）第 3 条第 5 項第 3 号に規定するものを除く。）、第 3 号、第 4 号、第 5 号（<u>不動産投信等規則</u>第 3 条第 3 項第 5 号に係るもの及び<u>インフラ投信等規則</u>第 3 条第 6 項第 2 号に係るものを除く。）、第 6 号及び第 7 号並びに政令第 3 条第 2 号（有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（<u>不動産投信等規則</u>第 3 条第 2 項第 7 号に係るもの及び<u>インフラ投信等規則</u>第 3 条第 6 項第 2 号に係るものを除く。）、第 9 号及び第 10 号に規定する資産又は<u>特定資産を複数組み合わせる構成する資産の集合体（「証券投資信託」、「不動産投資信託」及び「インフラ投資信託」の組成に当たって構成する「特定資産を複数組み合わせる構成する資産の集合体」を除く。）</u>を主たる投資対象とし、当該投資信託の財産の総額の 2 分の 1 を超える額をこれらの資産に対する投資として運用するものとする。ただし、証券投資信託等以外の投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむをえない事情があるときは、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 26 条 (同 左)</p> <p>第 4 編 有価証券及び不動産以外の資産を主たる投資対象とする投資信託等 (投資の原則)</p> <p>第 27 条 有価証券及び不動産以外の資産を主たる投資対象とする投資信託（以下「証券投資信託等以外の投資信託」という。以下次条及び第 29 条において同じ。）は、金商法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号（「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」（以下「<u>不動産に関する規則</u>」という。）第 3 条第 2 項第 5 号に規定するものを除く。）、第 3 号、第 4 号、第 5 号（<u>不動産に関する規則</u>第 3 条第 3 項第 5 号に係るものを除く。）、第 6 号及び第 7 号並びに政令第 3 条第 2 号（有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を除く。）、第 6 号、第 7 号、第 8 号（<u>不動産に関する規則</u>第 3 条第 2 項第 7 号に係るものを除く。）、第 9 号及び第 10 号に規定する資産を主たる投資対象とし、当該投資信託の財産の総額の 2 分の 1 を超える額をこれらの資産に対する投資として運用するものとする。ただし、証券投資信託等以外の投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむをえない事情があるときは、この限りでない。</p>

新	旧
<p>(証券投資信託等以外の投資信託のデリバティブ取引等及び信用リスク集中回避のための投資制限等)</p> <p>第28条 第17条、第17条の2及び第17条の3の規定は、証券投資信託等以外の投資信託が行うデリバティブ取引等の投資制限及び信用リスク集中回避のための投資制限等について準用する。</p> <p>(証券投資信託等以外の投資信託の運用の指図)</p> <p>第29条 第4条から第9条及び第15条の規定は、証券投資信託等以外の投資信託に係る運用の指図について準用する。この場合において、同条中「投資信託財産」とあるのは「証券投資信託等以外の投資信託等の財産」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項において準用する第15条に規定する取引のうち、金商法に規定する有価証券に関連する取引については、原則として証券投資信託等以外の投資信託等の財産の総額の2分の1未満の額の範囲内とするものとする。</p> <p>3 第27条に規定する主たる投資対象以外の投資対象について、証券投資信託等以外の投資信託に係る運用の指図は、前2項によるものの他、不動産投信等規則及びインフラ投信等規則に定めるところによるものとする。</p> <p>(投資法人及び私募の投資信託の運用に関する事項の特例)</p> <p>第30条 第27条の規定は、有価証券、<u>不動産及びインフラ資産</u>以外の資産を主たる投資対象とする投資法人及び私募の証券投資信託以外の投資信託について適用する。</p> <p>2 前条において準用する第4条から第9条及び第15条の規定は、有価証券、<u>不動産及びインフラ資産</u>以外の資産を主たる投資対象とする投資法人並びに私募の証券投資信託以外の投資信託について準用し、同条第2項の規定は当該投資法人等が行うことのできる取引について適用する。</p> <p>ただし、この項で準用する第15条の規定は、投資主総会で別段の決議を行った場合に限りこれを適用しない。</p>	<p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(投資法人及び私募の投資信託の運用に関する事項の特例)</p> <p>第30条 第27条の規定は、有価証券及び不動産以外の資産を主たる投資対象とする投資法人及び私募の証券投資信託以外の投資信託について適用する。</p> <p>2 前条において準用する第4条から第9条及び第15条の規定は、有価証券及び不動産以外の資産を主たる投資対象とする投資法人並びに私募の証券投資信託以外の投資信託について準用し、同条第2項の規定は当該投資法人等が行うことのできる取引について適用する。</p> <p>ただし、この項で準用する第15条の規定は、投資主総会で別段の決議を行った場合に限りこれを適用しない。</p>

新	旧
<p>3 <u>前条第3項の規定は、有価証券、不動産及びインフラ資産以外の資産を主たる投資対象とする投資法人及び私募の証券投資信託以外の投資信託について準用する。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成27年 月 日から実施する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p>